

2024年1月31日

各位

株式会社アトム
専務執行役員 大木 涼子

食中毒事故に関するお詫びとお知らせ

この度、当社が運営するステーキ宮の水戸店、ひたちなか店（以下「本件店舗」といいます）におきまして、食中毒事故が発生いたしました。

発症されたお客様とご家族の方々には多大なる苦痛とご迷惑をおかけしたことを心より深くお詫び申し上げます。また、当該店舗を日頃からご利用いただいているお客様及び関係者の皆様にも多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを重ねてお詫び申し上げますと共に、再発防止に向けて全社一丸となって取り組んで参ります。

1. 食中毒事故の内容

本件店舗において、2024年1月8日にお食事をされた4名のお客様が腹痛及び下痢等の症状を呈されている旨の連絡が所轄保健所よりなされました。

その後、所轄保健所による調査の結果、お客様から検出された病因物質の遺伝子型の一致等により、本件店舗起因による食中毒であると判断されました。現在、お客様は全員快方に向かわれているとお伺いしております。

本件店舗は、所轄保健所から連絡があった後、自主的に営業を停止し、所轄保健所の許可を得て外部機関による店内清掃・消毒も行った上で、原因究明に努めておりました。

なお、これとは別に、2024年1月2日に寧々家のひたちなか店をご利用された3名のお客様から体調不良のご連絡をいただき、こちらも同様に自主的営業停止、清掃・消毒を行っておりますが、現在、所轄保健所により本件との関連性の有無とその原因調査が行われておりますので、判明した後、その結果をご報告申し上げます予定です。

2. 行政処分の内容

処分店舗：ステーキ宮 水戸店、ステーキ宮 ひたちなか店

所轄保健所：水戸保健所、ひたちなか保健所

処分年月日：2024年1月31日

処分の理由：食品衛生法第6条第3号

病因物質：0157

処分の内容：営業禁止

※所轄保健所の立ち入り検査及びその後の調査による店舗内施設のふき取り検査、従業員の検便検査において、これまでのところ当該病因物質は検出されておらず、明日2月1日に所轄保健所主催の衛生講習会を受講すると共に、自主的営業停止期間中に所轄保健所のご指導により改善が完了している旨を報告する書面（改善報告書）を所轄保健所に提出し、改善完了の確認を受けることで、営業禁止処分が解除されることを所轄保健所より伺っております。

3. 再発防止策

当社では、衛生管理の徹底、調理マニュアル遵守などの従業員教育と社内体制整備を推進しておりますが、このような食中毒事故を発生させたことにつきまして、改めて深くお詫び申し上げます。

今回の事態を厳粛に受け止め、以下の再発防止策を全店舗で実施し、食の安全・安心によるお客様の信頼を確保するため、再発防止に全力で取り組むと共に、体調不良の症状がみられたお客様へも真摯に対応して参ります。

- ①調理マニュアルの再点検による調理手順の見直しとお客様への提供方法の見直し
- ②食材の取り扱い及び調理時の衛生管理を徹底するためのマニュアルの見直し
- ③洗浄殺菌作業徹底のためのマニュアルの見直し
- ④上記に対する従業員への周知・教育の再徹底
- ⑤上記を実施するための社内体制の強化

また、調査に時間を要したため、ご報告が本日になったことをお詫び申し上げますと共に、上記調査中の店舗で処分等がなされた場合にも、所轄保健所によるご指導のもと、真摯かつ適正迅速に対応して参る所存です。

4. 本件に関するお問い合わせ先

株式会社アトム 管理部

T E L : 045-224-7390

MA I L : at-kanri@atom-boy.com

以上